

IV-3-2 歴史・文化

基本計画の改定と文化観光への新たな期待
グローバル市場や大阪・関西万博の動向を踏まえた
文化資源活用の取り組み

(1) 諸計画における歴史・文化と観光の立ち位置

①第4次観光立国推進基本計画

2023年3月31日に閣議決定された「第4次観光立国推進基本計画」は、昨今関心が高まっている、「持続可能な観光」の重要性を強調している。これは、「地球環境に配慮した旅行を推進していくことに加え、地域において、自然、文化の保全と観光とが両立し、観光地・観光産業が付加価値を上げ収益力を高め、観光振興が地域経済への裨益と地域住民の誇りや愛着の醸成を通じて地域社会に好循環を生む仕組み」に基づく観光のあり方である。本計画ではその実現に向けて、DXや人材確保、環境保全等の施策とともに「地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進」、「歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発」、「地域ブランドの振興」等、文化観光の施策も挙げている。このように、「持続可能な観光」の実現に向けて、環境や経済の問題に加え、文化に焦点を当てた総合的な取り組みが今後さらに必要になると考えられる。

②文化芸術推進基本計画(第2期)

2023年3月、文化芸術基本法に基づき、「文化芸術推進基本計画(第2期)」が閣議決定された。対象期間は2023年度から2027年度の5年間。基本的には第1期の方針を踏襲しながらも、「ウイズコロナ・ポストコロナ」時代における中長期的な文化芸術の振興、グローバル化の進むアート市場でのプレゼンス力の向上、DXの推進や地域振興等、近年の社会情勢に応じた戦略・施策が策定された。加えて本計画は「文化と経済の好循環」の創出を強く打ち出しており、施策群「文化観光の推進による好循環の創出」にて文化庁の観光政策の推進を掲げている。そのほかの文化芸術分野の戦略・施策においても、随所に観光資源化への展望が盛り込まれており、今後も観光は文化と経済をつなぐ手段として期待を集めていくことが予想される(重点取り組みについては表IV-3-2-1を参照)。

表IV-3-2-1 文化芸術推進基本計画(第2期)重点取り組み

No	取り組み名
1	ポストコロナの創造的な文化芸術活動の推進
2	文化資源の保存と活用の一層の促進
3	文化芸術を通じた次代を担う子どもたちの育成
4	多様性を尊重した文化芸術の振興
5	文化芸術のグローバル展開の加速
6	文化芸術を通じた地方創生の推進
7	デジタル技術を活用した文化芸術活動の推進

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

③2023年度文化庁予算／新時代のインバウンド拡大アクションプラン

2023年度の文化庁の予算は、対前年度1億円増の1,077億円であった。加えて補正予算303億円が成立した(表IV-3-2-2)。例年に引き続き、文化資源を活用したインバウンドのための環境整備、文化観光の推進、世界遺産関連等、文化庁事業全体として観光振興に関連した事業の推進が掲げられている。加えて今年度は、文化芸術の自律的運営促進事業及び文化芸術の拠点化を推進することを目指し、国際的な文脈づくりに向けて、国際的なアートフェアの誘致等が新規事業として加わっており、芸術分野においても文化観光の振興が展望されている。

加えて2023年5月30日には観光立国推進閣僚会議にて「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」が決定された。このプランの目的は、単に外国人観光客を呼び込むだけでなく「インバウンド需要をより大きく効果的に根付かせる」ことにより、各省庁は「ビジネス分野」、「教育・研究分野」、「文化芸術・スポーツ・自然分野」で約80の施策を実施する。文化庁は、国際的なアーティストの発掘・育成支援や芸術分野の会議の開催、文化資源を活用した歴史体験・夜間活用・ユニークベニュー(歴史的建造物、文化施設や公的空間等で会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場)利用等による文化財の高付加価値化を通じて新プランに取り組む。

(2) 文化庁の観光関連施策の動向

①日本遺産

文化庁は、2015年から歴史的魅惑や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」(Japan Heritage)として認定してきた。国指定・選定地域の文化財群を含むことが条件で、2024年3月31日時点で104件のストーリーが認定されている。当事業は、100件程度認定という目標を2020年度に完了した。その後は新規認定を一旦停止し、認定地域の総括評価・継続審査や、ブランディング・フォローアップ事業に注力している。

2023年度は、2017年度に認定された17地域の総括評価・継続審査が行われた。結果は17件中15件が継続認定。また、15件のうち「忍びの里 伊賀・甲賀-リアル忍者を求めて-」、「森林鉄道から日本一のゆずロードへ-ゆずが香り彩る南国土佐・中芸地域の景観と食文化-」の2件は、すぐれた取り組みとして「重点支援地域」に選定された。17件中2件は再審査を経て「認定継続(条件付き)」となった。条件付きの地域は「候補地域」と競合の対象となり、遺産認定数が100件程度を超える場合、両者のうち上位評価を得た地域が遺産として認定される。「候補地域」は「日本遺産として認定する候補となり得るストーリーを有する地域」から選ばれるもので、日本遺産の

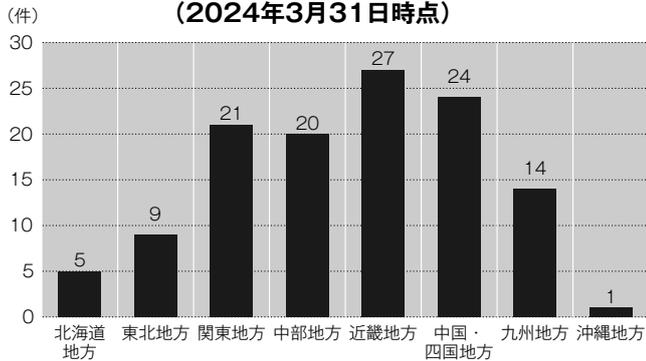
表IV-3-2-2 2023年度 文化庁予算概要

(単位:億円)

事項	【総表】		
	2023年度予算額	2022年度補正予算額	2022年度当初予算額
	1,077	713	1,076
事項	2023年度予算額	2022年度補正予算額	2022年度当初予算額
文化芸術のグローバル展開、DXの推進、活動基盤の強化	215	125	223
文化芸術の創造的循環の創出(日本の文化芸術のグローバル展開等)	14	—	13
舞台芸術等総合支援事業	100	100	—
障がい者等による文化芸術活動推進事業	4	—	4
地域文化振興拠点の強化	21	—	10
文化芸術による創造性豊かな子どもの育成	84	22	73
「文化財の匠プロジェクト」等の推進・充実による文化資源の持続可能な活用の促進	447	73	444
「文化財の匠プロジェクト」による継承基盤の整備 ●史跡等の保存整備・活用等ほか (「歴史生き生き! 史跡等総合活用整備事業」、「地域活性化のための特色ある文化財(美術工芸品)調査・活用事業」ほか)	257	58	252
多様な文化遺産の公開活用の促進等 ●地域文化財の総合的な活用の推進ほか (「日本遺産活性化推進事業」、「地域文化財総合活用推進事業」(地域文化遺産・地域計画等、世界文化遺産、ユネスコ無形文化遺産、地域伝統行事・民俗芸能等継承振興事業、文化財保存活用地域計画作成、文化財保存活用大綱作成、地域のシンボル整備等))	191	15	192
文化振興を支える拠点等の整備・充実	369	515	363
国立文化施設の機能強化・整備	324	515	318
博物館機能強化の推進 (「Innovate MUSEUM事業」、「新制度におけるミュージアム応援事業」)	4	—	4
外国人等に対する日本語教育の推進	14	—	10
DX時代の著作権施策の推進	2	—	2
※上記のほか、補正予算(計303億円)が成立			
国際観光旅客税財源事業:文化資源を活用したインバウンドのための環境整備	40	—	22

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

図IV-3-2-1 地方ブロックごとの日本遺産認定件数 (2024年3月31日時点)



※地域区分は135ページ参照

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

新規認定を停止した2021年度から開始された。ただしこちらについては、昨年度と同様2023年度の新規追加はなかった。

2024年3月31日時点における地方ブロックごとの日本遺産の認定件数は図IV-3-2-1のとおりである。

認定済みの日本遺産に対するフォローアップ事業としては、「日本遺産活性化推進事業」として2023年度から「日本遺産における魅力増進・コンテンツ造成事業」の公募が開始された。対象は観光地域づくり法人(DMO)、協議会及びその構成団体で、人材育成や多言語解説、二次交通整備やコンテンツ造成等、日本遺産にまつわるソフト面の総合的な支援を目的とする。2023年度は魅力増進事業に14事業(表IV-3-2-3)、コンテンツ造成事業に10事業(表IV-3-2-4)が採択された。

表IV-3-2-3 2023年度 日本遺産魅力増進事業

都道府県	実施主体	事業名
北海道	炭鉄港推進協議会	“つながる”炭鉄港 魅力増進事業
福島県	極上の会津プロジェクト協議会	インフルエンサーを活用した周遊プラン磨き上げおよび情報発信事業
新潟県	十日町市文化観光推進協議会	日本遺産「究極の雪国とおかまち-真説! 豪雪地ものがたり」文化観光プロモーション及び新たな食の創出事業
富山県	(株)studio-L	宮大工の鑿一丁から生まれた木彫刻美術館・井波に点在する魅力を面的に強化するプロジェクト
福井県	小浜市・若狭町日本遺産活用推進協議会	「今に生きる御食国の湊町・鯖街道の起点」コンテンツ造成事業
長野県	(一社)信州千曲観光局	「月の都 千曲」におけるナイトタイム観光を軸に魅力増進を図るDX化(観光MaaS)事業
長野県	上田市日本遺産推進協議会	上田市日本遺産「ノベルイズ化を中核とした情報発信マーケティング事業」
奈良県	明日香村商工会	日本遺産「飛鳥」・観光ビジネスモデル再構築事業
鳥取県	三朝町日本遺産活用推進協議会	三朝町日本遺産魅力増進事業
岡山県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県	六古窯日本遺産活用協議会	六古窯共創ネットワーク構築・受入環境整備等事業
徳島県	藍のふるさと阿波魅力発信協議会	藍のふるさと阿波魅力増進事業
高知県	中芸のゆずと森林鉄道日本遺産協議会	ゆずロード魅力造成事業
福岡県、佐賀県	福岡県	「西の都」魅力増進事業
大分県	六郷満山日本遺産推進協議会	日本遺産くにさき 地域の発信力&販売力増進事業

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

表IV-3-2-4 2023年度 日本遺産を活用したコンテンツ造成事業

都道府県	実施主体	事業名
石川県	(一社)こまつ観光物産ネットワーク	こまつ石の文化ストリート教育旅行コンテンツ造成と九谷焼ガイド育成事業
長野県	(一財)長野経済研究所	「月の都を食で感じる」観光列車ろくもんとレストランバスで巡る、千曲市日本遺産プレミアムツアー造成事業
京都府	(一社)文化継承機構	《日本茶800年の歴史散歩》コンテンツ造成事業～宇治茶の起源に想いを馳せて茶祖の教えを未来に引き継ぐ～茶祖栄西禅師奉納茶会
大阪府	(株)日本旅行 大阪法人営業統括部	「楠公めし」を活用した日本遺産啓発事業
和歌山県	和歌山市	日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」を活用したコンテンツ造成事業
島根県	(一社)浜田市観光協会	神々の舞踏 ～石見神楽における「神楽を支える職人」を巡り、ホンモノの神楽を体験する巡礼型ツアー造成～
島根県	益田の歴史文化を活かした観光拠点づくり実行委員会	中世益田を味わい尽くすまちあるきツアー造成事業
岡山県、香川県	(特非)アーキベラゴ	小豆島をつくった日本遺産「石」をたどる
愛媛県、広島県	(株)瀬戸内しまなみリーディング	瀬戸内の覇者、村上海賊グローバルコンテンツ事業
大分県	六郷満山日本遺産推進協議会	日本遺産くにさき アフタートレイルブラッシュアップ事業

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

また日本遺産に関連する興味深い事例として、2023年4月には、日本遺産「日本の終活の旅」推進協議会を主体として、西国三十三所とスペインのサンティアゴ巡礼路の間で友好提携が結ばれた。日本遺産と世界遺産の巡礼路同士が宗派・国を超えて交流し、巡礼文化の振興に努める。

②文化資源を活用したインバウンドのための環境整備

前出の「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」に先立ち、文化庁は以前から「文化資源を活用したインバウンドのための環境整備」事業を実施してきた。これは2019年1月に導入された国際観光旅客税(出国税)を財源とするもので、「日本博を契機とした観光コンテンツの拡充」や「Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業」が実施されている。

●日本博

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として始まった「日本博」は、「日本博2.0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業」へと展開し、文化資源の磨き上げとインバウンド需要の拡大に取り組んでいる。この事業を通じて「日本の美と心」を国内外に発信するために、文化庁は美術展、舞台芸術公演、芸術祭の各種支援を行っている。2023年度は、「最高峰の文化資源の磨き上げによる満足度向上事業」にて補助型11件、委託型37件を採択し、調査事業の支援を通じて来場者満足度の向上とブランディングを図る。また「文化資源活用推進事業」では3件が採択された(表IV-3-2-5)。この事業では、民学産芸の連携による地域の文化芸術や観光分野の専門人材の活用に対し伴走型支援が行われる。

これらに加えて2023年度の補正予算では、「日本博」のプロジェクトとして「大阪・関西万博に向けた文化資源の活用推進事業」が新規に加わった。「日本博2.0」と2025年の大阪・関西万博双方に関わる文化芸術事業を支援し、インバウンド客の増加と万博への機運上昇を図る。2023年度は4件が採択された(表IV-3-2-6)。

表IV-3-2-5 2023年度 日本博2.0を契機とする文化資源コンテンツ創成事業 文化資源活用推進事業

都道府県	補助事業者名	事業名
北海道	札幌市	バシフィック・ミュージック・フェスティバル札幌(PMF)開催事業
京都府	京都市	KYOTO×Media Performing Arts～古都で交わる伝統と現代～
大分県	大分県	大分県における地域の文化資源活用推進事業

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

表IV-3-2-6 2023年度 大阪・関西万博に向けた文化資源の活用推進事業

都道府県	補助事業者名	事業名
関西広域連合	関西広域連合	大阪・関西万博に向けた文化発信イベント「KANSAI感祭」
富山県	南砺市(石川県小松市と共同申請)	世界に通ずる日本の伝統工芸を、大阪・関西万博から世界へ
兵庫県	神戸市	神戸発の文化共創～海外につながる広場として～
鳥取県	鳥取県	アートピアとっとり「鳥の芸術祭」磨き上げによるインバウンド拡大プロジェクト

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

●Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業

「Living History(生きた歴史体感プログラム)促進事業」は、法人・協議会を対象に歴史の体感・体験プログラムの構築を支援する。史料や研究資料等に基づいた復元行事や展示・体験プログラムを通じてインバウンド客も楽しめる体験型コンテンツの構築を促している。この事業を通じて国指定文化財等の価値の向上、そこから生まれた収益を財源とする文化財への再投資、という好循環の創出が期待されている。2023年度の補助対象事業は全4件。うち新規事業は京都府・金戒光明寺の「浄土宗開宗の寺・金戒光明寺歴史体感プログラム」の1件で、ほか3件は昨年に引き続いての採択となった(表IV-3-2-7)。

表IV-3-2-7 2023年度 Living History 促進事業

都道府県	補助事業者名	補助事業名
宮城県	多賀城創建1300年記念事業実行委員会	多賀城創建1300年歴史体感プログラム
京都府	(一社) 先端イメージング工学研究所	歴史絵巻メタバースによる仁和寺と戊辰戦争の史実仮想再現 —日本の近代化への生きた歴史—
山梨県	(公財) 青春白樺美術館財団	青春芸術村 Living History 促進事業北社の縄文をアートで再現・北社の縄文文化体感プログラム～「いま・ここ」の視点から縄文より受け継ぐ異文化との共創、自然との共生～
京都府	浄土宗開宗の寺・金戒光明寺歴史体感プログラム実行委員会	浄土宗開宗の寺・金戒光明寺歴史体感プログラム

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

③文化観光推進法に基づく文化観光拠点の整備等

2020年5月、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律(文化観光推進法)が施行された。目的は文化振興・観光振興・地域の活性化の好循環の創出で、事業者が作成した「拠点計画」または「地域計画」を主務大臣(文部科学大臣、国土交通大臣)が認定し、支援する。前者の「拠点計画」は博物館や美術館、社寺、城郭等の「文化資源保存活用施設」の機能強化に関する計画で、後者の「地域計画」は、DMO、観光協会、旅行会社等の観光関係事業者らが文化観光拠点施設を核に連携し、地域の文化観光を総合的に推進する計画である。いずれの計画においても、歴史的・文化的背景やストーリー性を考慮した文化資源の魅力の解説・紹介や、積極的な情報発信、交通アクセスの向上、多言語・Wi-Fi・キャッシュレスの整備といった取り組みが期待されている。認定を受けた事業者は、共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置や、国・地方公共団体・国立博物館等による助言、日本政府観光局(JNTO)による海外宣伝等の支援が受けられる。

2023年度は、新たに6件の拠点計画が認定された(表IV-3-2-8)。これら6件が加わり、2024年3月31日時点の認定件数は全51件(拠点計画35件、地域計画16件)となった。

表IV-3-2-8 2023年度に認定された文化観光推進法に基づく拠点計画

計画の実施地域	主な申請者	文化観光拠点施設	認定日
北海道札幌市、江別市	北海道	北海道立総合博物館(北海道博物館、北海道開拓の村、野幌森林公園自然ふれあい交流館)	2023年9月1日
宮城県石巻市	石巻市	石ノ森萬画館	
神奈川県小田原市	(公財)小田原文化財団	江之浦測候所	
富山県立山町	富山県	富山県立山博物館	
兵庫県丹波篠山市	丹波篠山市	丹波伝統工芸公園 立杭 陶の郷	
愛媛県松山市	愛媛県	愛媛県美術館	

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

④「食文化あふれる国・日本」プロジェクト

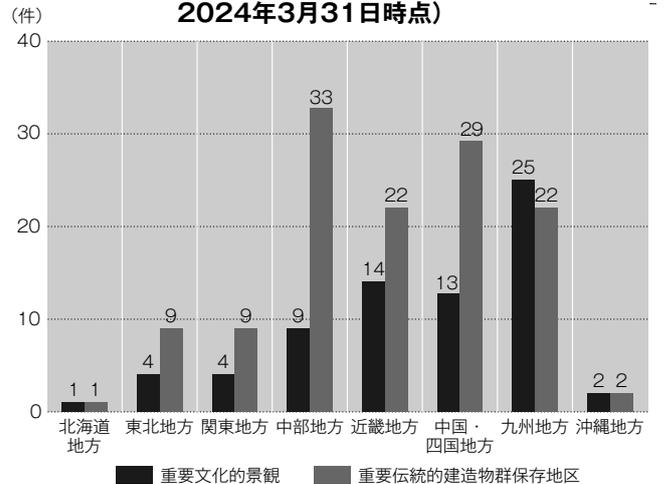
2021年の文化財保護法の一部改正では、食文化を含む各種生活文化の保護・継承の必要性が唱えられた。文化庁は、その一環として、「食文化あふれる国・日本」プロジェクトを実施している。当プロジェクトでは、これまで「食文化ストーリー」創出・発信モデル事業のほか、「100年フード」や「食文化ミュージアム」の認定を行う「食文化機運醸成事業」が行われてきた。加えて文化庁は2023年度に「食文化振興加速化事業」を新設した。内容は主に民間団体を対象とする企画競争で、食文化にまつわるイベントやウェブサイト作成等の発信事業を募集する。当年度はユネスコ無形文化遺産登録10周年を迎えた「和食」をテーマに公募が行われた。

(3)文化財の保存と活用に関する計画策定の動向

①文化財保護法に基づく指定状況

文化財保護法の対象となる文化財の6つの類型のうち、観光との関連が強い「文化的景観」(地域における人々の生活または生業及び当該地域の風土により形成された景観地)と「伝統的建造物群保存地区」(宿場町、城下町、農漁村等)については、2024年3月31日時点で「重要文化的景観」(72件)、「重要伝統的建造物群保存地区」(127地区)として選定されている(地方ブロックごとの選定件数は図IV-3-2-2を参照)。

図IV-3-2-2 地方ブロックごとの選定件数
(重要文化的景観、重要伝統的建造物群保存地区、2024年3月31日時点)



2023年度は、「重要伝統的建造物群保存地区」として愛媛県の宇和島市津島町岩松が新たに選定された(表IV-3-2-9)。

表IV-3-2-9 2023年度 新規選定された重要伝統的建造物群保存地区

文化財名	宇和島市津島町岩松伝統的建造物群保存地区
所在地	宇和島市津島町岩松
概要	愛媛県南予地方のリアス海岸に注ぐ岩松川河口域に位置する。農村から周囲の集落の物資集散地への変容とともに町並みが形成され、江戸後期から近代にかけて商業を基軸に発展した。狭隘な敷地に建てられた伝統的建造物や水路を構成する石垣等が、河川及び周囲の急峻な山林と一体となって歴史的風致を良く伝える。
選定年月日	2023年12月15日

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

②文化財保存活用地域計画、文化財保存活用大綱

●文化財保存活用地域計画

文化庁は、2018年度の文化財保護法の改正に伴い、「歴史文化基本構想」の実行化・法的化に着手した。そのひとつが自治体に対する「文化財保存活用地域計画」(以下、地域計画)策定の奨励・支援である。目的は地域に存在する文化財を指定・未指定にかかわらず把握し、周辺環境まで含めて総合的に保存・活用することにある。地域計画は当該市町村の基本的なアクションプランに当たるもので、目標設定や中長期的な具体案の記載が必要となる。地域計画を策定した地域は、文化財を中核とする観光拠点整備の基盤のひとつとして位置付けられる。2023年度は新たに43件が加わり、2023年3月31日時点で139件の地域計画が策定されている。

文化庁は、計画作成の段階から市町村を支援するために「地域文化財総合活用推進事業」にて補助金事業を実施している。そのほか、計画策定済みの地域や文化財の所有者・管理者に対しては、「地域文化財総合活用推進事業」による人材育成、普及啓発等の支援も行っている。

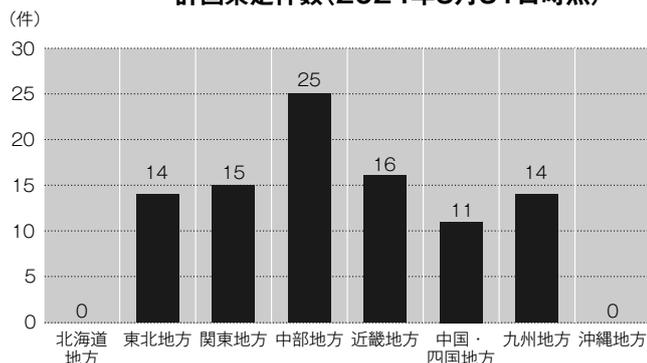
●文化財保存活用大綱

都道府県に対しては、文化庁は「文化財保存活用大綱」(以下、大綱)の策定を推奨している。これは都道府県域内、及び複数の市町村にまたがる取り組みについて、文化財の保存・活用の基本方針を明文化するものである。2023年度3月31日時点で、東京都、長野県、沖縄県を除く44道府県で大綱が策定されている。

③歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづくり法)は、現代社会において失われつつある地域の歴史的な風情・情緒を活かしたまちづくりを支援するもので、文化庁、農林水産省、国土交通省が共管する。市町村が作成した「歴史的風致維持向上計画」に対して国が認定を行い、歴史まちづくり法に基づくさまざまな特別の措置や国による支援を実施する。2023年度は、会津若松市(福島県)、柳津市(福島県)、土浦市(茨城県)、坂井市(福井県)、西尾市(愛知県)の5件が新たに認定された。これらを合わせ2024年3月31日時点で、95件が認定されている(地方ブロックごとの認定件数は図IV-3-2-3を参照)。

図IV-3-2-3 地方ブロックごとの歴史的風致維持向上計画策定件数(2024年3月31日時点)



※地域区分は135ページ参照

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

④その他

●「建築文化」の振興

文化庁は2023年2月末に「建築文化に関する検討会議」を設置し、国内の近現代建築の保全・再利用・活用について議論を進めている。国内の豊富な近現代建築や建造物が十分に評価・保全されてこなかったという反省から、建築をランドスケープや環境を含む生活文化の一資源として捉え直し、「建築文化」を振興する試みである。こうした議論を受けて、前述の「文化芸術推進基本計画(第2期)」では、重要施策として「近現代建築の保存・活用の推進等による建築文化の振興」が新たに盛り込まれた。なお検討会議では早くから観光を意識した議論が展開されており、今後は観光政策との連携も期待される。

(4)世界遺産、ユネスコ無形文化遺産に関する動向

①世界遺産

●第45回世界遺産委員会拡大大会

2023年9月10日から25日にかけて、サウジアラビアのリヤドにて「第45回世界遺産委員会拡大大会」が開催された。第45回は当初、2022年にロシアのカザンで開催される予定であったが、同国のウクライナ侵攻により延期となった。これを受けて当年度の委員会は2022年と2023年の2年分を扱う拡大大会となった。なお今回の委員会では新設カテゴリである「記憶の場」(サイト・オブ・メモリー)としての初の遺産登録が実施された。「記憶の場」は主に近現代の紛争や暴力の過去等、いわば「負の遺産」を背負う場所を対象としたもので、今回国外の3件の遺産が登録された。

日本からは保存状況報告として「ル・コルビュジエの建築作品-近代建築運動への顕著な貢献-」、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の3件が審査され、いずれも個別審議の対象とはならなかった。2024年開催の第46回では、新潟県の「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」が新規推薦案件として審議される。

●各世界遺産の取り組み

世界遺産に対して、例年に引き続き文化庁は「地域文化財総合活用推進事業」、「文化遺産観光拠点充実事業」を実施し、人材育成、普及啓発、調査研究、活用環境整備に対する支援を行っている。

また2023年には「法隆寺地域の仏教建造物」、「姫路城」の2件が登録30周年を迎えた。どちらも日本最初の世界遺産であり、記念事業としてライトアップや講演、イベント等が実施された。なお姫路城は12月末、ポーランドの世界遺産「クラクフ歴史地区」の構成資産であるヴァヴェル城との姉妹城提携を結ぶ計画を発表した。戦禍を免れた両城の提携を通じ、観光と平和交流の促進を目指す試みである。

●国内の暫定一覧表記載(文化)遺産

2024年3月31日時点で、日本国内の暫定一覧表記載(文化)遺産は、全5件(表IV-3-2-10)。うち「金を中心とする佐渡鉱山の遺産群」は、2024年7月の第46回世界遺産委員会にて正式登録が決定している。

表IV-3-2-10 日本の暫定一覧表記載遺産
(2024年3月31日時点)

NO.	資産名	所在地	記載年
1	古都鎌倉の寺院・寺社ほか	神奈川県	1992
2	彦根城 ^{※1}	滋賀県	1992
3	飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群	奈良県	2007
4	金を中心とする佐渡鉱山の遺産群 ^{※2}	新潟県	2010
5	平泉一仏国土(浄土)を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群 ^{※3}	岩手県	2012

※1 事前評価中

※2 2024年3月時点推薦中、その後2024年7月に登録正式決定

※3 拡張登録

資料:文化庁資料をもとに(公財)日本交通公社作成

●「事前評価」制度

世界遺産の登録をめぐるっては、世界遺産委員会と諮問機関とで相反した決議が下される事態がたびたび発生し、推薦書提出後のプロセスに混乱が生じていた。これを解消するために、2023年夏、ユネスコは試験的に「事前評価」制度を開始した。この制度は推薦書提出に先行して申請主体と諮問機関の協議・審議を促すもので、世界遺産への登録は最短4年を要する見込みである。この「事前評価」は2027年度以降義務化が予定されており、現在は移行期間に充てられている。

日本では、2023年7月の文化審議会にて「彦根城」と「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の2件の推薦が議題となった。うち「彦根城」については「事前評価」への申請が方向付けられ、同年9月に国内初の申請書が提出された。申請結果は2024年10月1日に国際記念物遺跡会議(ICOMOS)から通知される予定である。

②ユネスコ無形文化遺産

●登録・提案状況

無形文化遺産保護条約は、無形文化遺産を国内的及び国際的に保護することを目的とする。世界遺産は「顕著な普遍的価値」が重要な登録基準であるのに対し、無形文化遺産には同様の基準がなく、世界各地の無形文化遺産の多様性を示すことを重視する。この理念のもとユネスコ事務局は「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表」を作成している。2024年3月31日時点で、日本国内の無形文化遺産の登録件数は22件。うち「和紙:日本の手漉和紙技術」、「山・鉾・屋台行事」、「伝統建築工匠の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術」の3件について、2024年3月に文化庁はユネスコ事務局へ拡張登録の提案書を提出した。加えて同月には新たな無形文化遺産として、「書道」の提案書も提出している。「書道」の登録により伝統文化として毛筆文化の継承を図るほか、インバウンドの体験需要の拡大が期待されている。登録可否は2026年11月頃に決定される見込みである。

(山口陽子)